

令和元年11月中に海難審判所で言い渡された裁決が、ホームページに掲載されました。(令和2年1月)

地方海難審判所(全国8箇所) 28件	
事件種類(件)	衝突15、乗揚7、衝突(単)2、施設損傷2、死傷等1、沈没1
関係船舶(隻)	漁船18、貨物船11、モーターボート6、台船2、水上オートバイ2、遊漁船、旅客船、押船、瀬渡船及び監視船各1

令和元年11月中に言い渡された裁決28件のうち、

1件[兵庫県東播磨港南方沖合で貨物船同士が衝突した事件:神戸地方海難審判所]の概要をご紹介します。  
公表された裁決書をもとに当協会の責任で編集しましたので、ご参考にしてください。  
(中央の審判所(東京)で言い渡された裁決はありませんでした。)

なお、詳細は海難審判所のホームページでご確認願います。

[http://www.mlit.go.jp/jmat/saiketsu/saiketsu\\_kako/31nen/4kb/kbR111/30kb041.pdf](http://www.mlit.go.jp/jmat/saiketsu/saiketsu_kako/31nen/4kb/kbR111/30kb041.pdf)

ちなみに、海難審判所(東京)に地域管轄はなく、全国で発生した、以下の**重大な海難**を対象としています。

### 重大な海難(海難審判法施行規則第5条)

- 1 旅客が死亡若しくは行方不明となった場合、又は2人以上の旅客が重傷となった場合
- 2 5人以上が死亡または行方不明となった場合
- 3 火災又は爆発によって船舶が運航不能となった場合
- 4 油等の流出によって環境に重大な影響を及ぼした場合
- 5 旅客船、100総トン以上の船舶が全損となった場合
- 6 特に重大な社会的影響を及ぼしたものとして海難審判所長が認めたもの

**【海難概要】** 東播磨港南方沖合において、A船(499トン)が南下中、B船(499トン)が東行中、A船の船首とB船の左舷中央部とが衝突した。

**【発生日時】** 平成30年3月2日 07時10分半僅か過ぎ

**【発生場所】** 兵庫県東播磨港南方沖合

**【死傷者】** なし

**【損傷等】** A船:球状船首に凹損  
B船:左舷中央部外板に破口及び凹損等

## 《原因》

南下中のA船が、動静監視不十分で、前路を左方に横切るB船の進路を避けなかった。

東行中のB船が、警告信号を行わず、衝突を避けるための協力動作をとらなかった。

## 《懲戒》

船長A: **三級海技士(航海)の業務を1箇月停止**

甲板員B(船橋当直者): **戒告**

## 《原因の背景》

船長Aは、GPSプロッターで鳴門海峡までの予定航路を確認することに気を取られていた。

甲板員Bは、A船が避航船なので、いずれ保持船である自船の進路を避けると思っていた。

## 《航法の適用》

A船は増速していたが、見合い関係が生じてから衝突までの両船の相対方位の変化は0.4度であり、明確な方位変化がないまま接近したとして、海上衝突予防法の横切り船の航法を適用した。(同法第15条)

